



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社アプラスフィナンシャル  
代表者名 代表取締役社長 野 口 郷 司  
(コード番号 8589 東証第一部)  
本社事務所 東京都新宿区新小川町 4 番 1 号

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社グループの事業内容の多様化に対応し、事業目的を追加するものであります。

(変更定款案第 2 条)

(2) 平成 25 年 7 月 16 日付で、株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所の現物市場が、株式会社東京証券取引所に統合されたことに伴い、「大阪証券取引所」の文言を「東京証券取引所」に変更するものであります。

(変更定款案第 12 条乃至第 12 条の 4)

(3) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 29 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 36 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 29 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(変更定款案第 29 条及び第 36 条)

(4) (3) の条文新設に伴う条数の繰り下げを行うとともに、関係条文につきましては、条数の繰り下げに伴い、引用する条数を変更するものであります。

(変更定款案第 12 条乃至第 12 条の 4、第 30 条乃至第 39 条)

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程（予定）

定時株主総会 平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上

本件に関する株主様からの問い合わせ先 総務部 TEL 03-5229-3737

本件に関する報道機関からの問い合わせ先 企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
<p>第2条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (省略) (新設) (新設)</p> <p>15. 前各号に附帯する一切の業務。</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (現行のとおり)</p> <p>15. <u>資金移動業。</u></p> <p>16. <u>債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務。</u></p> <p>17. 前各号に附帯する一切の業務。</p>
<b>第 2 章 の 2 優 先 株 式</b>	<b>第 2 章 の 2 優 先 株 式</b>
<p>第12条 (B種優先株式) (省略) (B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③ (省略)</p> <p>2. ～7. (省略) (B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>ア. (省略)</p> <p>イ. 交付価額の修正 交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。</p> <p>ウ. 交付価額の調整 (1) (省略) (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(1)(二)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日</p>	<p>第12条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>2. ～7. (現行のとおり) (B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>ア. (現行のとおり)</p> <p>イ. 交付価額の修正 交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の<u>東京証券取引所(大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合される2013年7月16日より前の時点については、「東京証券取引所」を「大阪証券取引所」と読み替えるものとする。)</u>における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。</p> <p>ウ. 交付価額の調整 (1) (現行のとおり) (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(1)(二)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の<u>東京証券取引所</u>における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日</p>

現行定款	変更定款案
<p>を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(3)～(9) (省略)</p> <p>エ. (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>9. 当社は、前項①号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の2 (D種優先株式)</p> <p>(省略)</p> <p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>②当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「D種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>2. ～7. (省略)</p> <p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後D種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前D種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数(普通株式を対象と</p>	<p>を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(3)～(9) (現行のとおり)</p> <p>エ. (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>9. 当社は、前項①号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。</p> <p>②～③ (現行のとおり)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第39条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の2 (D種優先株式)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>②当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「D種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③～④ (現行のとおり)</p> <p>2. ～7. (現行のとおり)</p> <p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後D種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前D種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数(普通株式を対象と</p>

現行定款	変更定款案
<p>する新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p> <p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p> <p>「時価」とは、（i）普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、（ii）普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ)～(ハ) (省略)</p> <p>9.～11. (省略)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第37条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の3 (G種優先株式)</p> <p>(省略)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2.～3. (省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5.～8. (省略)</p>	<p>する新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p> <p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p> <p>「時価」とは、（i）普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、（ii）普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ)～(ハ) (現行のとおり)</p> <p>9.～11. (現行のとおり)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第39条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の3 (G種優先株式)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～3. (現行のとおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5.～8. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) G種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後G種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前G種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。))における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、又は(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p> <p>(ロ)～(ハ) (省略)</p> <p>10. ～12. (省略)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の4 (H種優先株式)</p>	<p>(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) G種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後G種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前G種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。))における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、又は(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p> <p>(ロ)～(ハ) (現行のとおり)</p> <p>10. ～12. (現行のとおり)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第39条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の4 (H種優先株式)</p>

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5. ～8. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) H種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後H種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{1}$ <p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該</p>	<p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2. ～3. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5. ～8. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) H種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後H種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{1}$ <p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該</p>

現行定款	変更定款案
<p>発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。</p> <p>上記算式における「時価」とは、（i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ii）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。</p> <p>（ロ）～（へ）（省略）</p> <p>10. ～12. （省略） （優先配当金の除斥期間）</p> <p>13. 第37条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。</p> <p>上記算式における「時価」とは、（i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ii）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。</p> <p>（ロ）～（へ）（現行のとおり）</p> <p>10. ～12. （現行のとおり） （優先配当金の除斥期間）</p> <p>13. 第39条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第22条～第28条 （省略） （新設）</p>	<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第22条～第28条 （現行のとおり）</p> <p>第29条 <u>（社外取締役の責任限定契約）</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第29条～第34条 （省略） （新設）</p>	<p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第30条～第35条 （現行のとおり）</p> <p>第36条 <u>（社外監査役の責任限定契約）</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><b>第6章 計算</b></p> <p>第35条～第37条 （省略）</p>	<p><b>第6章 計算</b></p> <p>第37条～第39条 （現行のとおり）</p>

以上